

令和6年度 第2回いじめ問題対策連絡協議会議事録

1 日 時 令和7年1月17日（金） 午後3時30分～午後4時30分

2 場 所 岡崎市総合学習センター 研修室2

3 出席委員 矢田 雅彦、板倉 真介、金原 孝典、金田 百合子、
高井 慎二、水野 恒俊、鈴木ますみ、

欠席委員 山元 嘉与、三浦 敦子、内田 尚之

傍聴者 なし

協議ならびに連絡事項

（1）岡崎市におけるいじめの実態について【増野 隆 運営委員】

- ・今年度も7月と12月の学期末主事訪問の際に、各校からいじめ状況調査の提出及び、指導主事による内容の聞き取りを行った。12月末の時点で各校が認知したいじめの延べ件数は、小中学校合わせて前年度比で約200件増加した。
- ・6月の第1回の会でも報告したが、年々小中学校ともにいじめの認知件数が増加している。これは定例校長会議や生徒指導主任会等の場で、「いじめの定義」の周知と「児童等が心身の苦痛を感じているものであればいじめと捉える」「いじめの有無を教職員が判断しない」等、各校に対し、継続して指導・助言をしてきた結果と認識している。
- ・その一方で、まだまだ学校によって認知件数に差があることも事実である。今後も引き続き「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」を目指して、いじめの積極的な認知に努めるとともに、一つ一つのいじめやいじめが疑われる事案に対し、被害を受けた子供や家庭に寄り添いながら丁寧に対応していくよう、指導助言を行っていく。
- ・本市においては、認知したいじめ事案について「解消している」「一定の解消が見られ、継続して指導中」「解消に向けて取組中」「その他」の4段階で確認をしている。いじめの解消は、いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、および、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人と保護者に確認がとれていることの2つの要件が満たされていることが条件となっている。この点を踏まえ、各校では安易に解消とはせず、時間をかけて丁寧に対応していることから、「一定の解消が見られ、継続して指導中」という回答が最も多くなっている。しかしながら、「解消している」と「一定の解消が見られ、継続して指導中」を合わせた数が前年度比2.5%増という結果から、いじめの認知とその丁寧な対応についての認識が広く各校の教職員に定着してきている成果だと感じている。
- ・今後も、いじめ事案については、指導後の児童生徒の様子をじっくりと見守るとともに、保護者とも緊密に連携を図りながら、丁寧に解決へと導けるよう努めていく。

(2) 令和6年度いじめ対策事業について

〈岡崎市のいじめ対策事業〉

① 岡崎市のいじめ防止等のための取組について 【増野 隆 運営委員】

- ・本市では、本会の第1回目に配付した「STOP the いじめアクションプラン」に基づき、いじめ防止等に取り組んできた。
- ・今年度、特に重点的な取組を行った点は、アクション7「学級集団適応心理検査（WEBQU）の効果的な活用」についてであり、これまで以上に適切かつ、効果的な活用が行われるよう依頼してきた。例年同様に今年度も、小学校4年生以上の全ての児童・生徒に1学期中の5～6月と2学期中の10月～11月の合計2回検査を実施した。また例年、新任管理職、役職者、初任者を対象に実施している、WEBQUの活用等に関する研修を、今年度は各校のミドルリーダーとなる中堅者も対象として加え実施した。
- ・昨年度に引き続き、検査の結果から各校で行われている支援の有効性を振り返ったり、次年度を見据えたよりよい支援へとつなげたりする目的のもと、本市独自のアセスメントシートを校長会議等で紹介し、多くの学校が活用した。活用した学校では、「学校生活に不安のある子供にこちらから積極的に声掛けすることで、困り感に寄り添ったり、課題が大きくならないような支援につなげたりすることができた」との声が聞かれた。
- ・今後も、各校それぞれで行っているよい取組を広く情報共有することで、さらなる活用の幅を広げていきたいと考えており、取組を進めていきたい。
- ・アクションプランで示された項目については、年度内にアクション10「PDCAサイクルによるアクションプランの強化」に基づき、各校や該当者へのアンケート等を通して、今年度の評価結果の集約と成果の検証を行っていく。また、そこで明確になった課題を踏まえ、令和7年度の具体的な取組に向けた活動計画を立てていく。

② 生徒指導主事会、生徒指導主任会について 【武藤 憲 運営委員】

- ・今年度も1学期間に1回の生徒指導主任会、月に1回の生徒指導主事会を行い、岡崎市内の中学校における生徒指導に関する問題の対応について、情報共有に努めた。また、子供の間で発生しているSNSトラブルについて、岡崎警察署と連携しながら、適切な対応や未然防止の方法について検討した。
- ・生徒指導主事会においては、SNSトラブルや家出、自傷行為等、家庭内におけるさまざまな問題行動と共に他市の生徒や卒業生との交友関係の広がりを要因とする人間関係のトラブルに関する報告が中心となっており、いじめ問題に関する報告はない。今後は、校内におけるいじめの問題についての未然防止策等についても、さらに情報共有がなされるよう、主事会の在り方についても検討していきたい。
- ・2学期生徒指導主任会では、「児童虐待における未然防止の取組について」のテーマの下、西三河児童福祉センターと連携し、児童虐待の未然防止や早期発見、発見後の支援の在り方についての研修を行った。研修からは、学校内における心配な児童生徒の見つけ方や発見時における本人や家庭への働きかけ方、児童相談所との連携の図り方について、具体的に学ぶことができた。
- ・各学校において命に関わる問題も発生する状況であるため、子供自身にSOSの出し方を適切に伝えるとともに、今後も岡崎警察署や西三河福祉相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関などとの

連携を図りながら、さまざまな心の問題を抱える児童生徒の支援に努めていきたい。

③岡崎市こども部 家庭児童課の取組について【鈴木 ますみ委員】

- ・今年度、12月末までの全体の相談件数は717件であった。その内、虐待についての相談が302件あった。令和5年度の同時期では、438件の相談であったため、前年度に比べて減少している。理由としては、今年度の後半に入つてから、児童相談所からの面前DV等による市送致件数が減っていることも要因のひとつだと考える。
- ・相談件数717件の内、いじめが主となる相談については0件あった。また相談経路としては、学校からの連絡が88件あった。日頃からの協力体制に感謝している。今後も、さまざまな関係機関と連携して支援にあたっていく。
- ・今年度設置となった「こども家庭センター」については、今まで2つに分かれて活動してきた保健部の健康増進課とこども部の家庭児童課が、次年度から現在の家庭児童課の1か所になり活動していく。したがって、今後はこども家庭センターで、妊娠期から子育て期まで長い間、家庭の支援に取り組んでいく。

〈各関係機関から〉

④西三河福祉相談センター児童育成課の取組について【金田 百合子委員】

- ・SNSトラブルや家出、自傷行為、自殺企図等の問題がある。ゲーム依存、スマートホンが手離せないことから、子供と保護者間でトラブルとなり、保護者が子供に手を出してしまう、家からしめだしてしまう等のトラブルがある。また、ゲームへの多額の課金等で、保護者が子供の面倒を見切れない等の相談がある。
- ・家出の問題については、岡崎市内の家庭から家出する問題だけでなく、県外から岡崎市に家出してきて、市内で子供が保護される案件もある。
- ・市町村送致の件数が最近減っていることについて、警察署から児童相談所に通告される面前DVの問題に対して、家族と連絡が取れない、家族からの了解が得られないなどの課題から、児童相談所で担うことになる案件が増えている現状がある。
- ・子供自身から保護してほしいとの連絡が入る189ダイヤルによる認知から、実際に保護することがあった。現在はLINEでも相談を行っており、電話相談80件、LINE相談50件ほどで、利用者数は増加している。
- ・性加害、性被害における問題については、今まで児童相談所では、虞犯という形で対応しており、いじめとして取り上げていなかった。現在、児童相談所としては、加害者と被害者という観点から、それぞれに適切な指導を行うよう対応しているが、性暴力がいじめにあたるのかどうかという点について、各委員の考え方を教えてほしい。
- ・令和6年12月時点で、児童相談所に通告されている虐待が起こる世帯構成としては、実父母と子供の家庭が半数以上で54%。残りの46%が父子家庭や母子家庭等の世帯構成の家族となっていることが分かった。

⑤法務局の取組について【高井 慎二委員】

- ・人権擁護の関わる擁護業務として、人権啓発、人権相談、人権侵犯事件の調査、救済の4つの取組を行っている。
- ・総務省で公開されている令和5年の人権侵犯事件の統計によると、全国における

る新規の侵犯事件が8962件、親の子に対する虐待事案が375件、学校におけるいじめ事案とされるものが1185件あった。

- ・子供の人権についての取組については、人権擁護委員と協力して、学校や幼稚園等で人権教室を行い、さまざまな形で人権を考える機会を設けている。実施した学校は、小学校4校、中学校1校、高校1校である。
- ・中学生を対象として人権作文コンテストを行っている。令和6年度の作文コンテストについては、岡崎市から19の中学校が参加し、409作品の応募があった。城北中学校の生徒の作品が優秀賞に選ばれた。
- ・人権を理解する作品コンクールについては、ポスターや標語などの作品を小中学校から募集し、優秀作品については岡崎市中央図書館にて展示会を予定している。
- ・人権相談窓口として電話（子どもの人権110番）、インターネットによる相談（子どもの人権SOSメール・LINE）、手紙（子どもの人権SOSミニレター）等、幅広い形で相談対応をしている。

⑥人権擁護委員協議会の取組について【金原 孝典委員】

- ・人権を理解する作品コンクールについては、岡崎市、幸田町の小中学校から29629点もの作品の応募があった。その中から421点を愛知県大会に出展している。書道において入選が5点、ポスターで優秀賞が2点、入選が5点、標語で優秀賞が3点、入選が14点という結果であった。これらの作品を今後、岡崎市中央図書館で3月に展示していく。また、3月25日に幸田町立図書館でも展示していく。
- ・人権擁護委員は、普段は月、水、金曜日に対応を行っている。ミニレターが届いた際には、3、4日程度で返信できるように努めている。
- ・人権作品コンテストの優秀賞および入選した作品（書道・ポスター・標語）については、DVDに収録し全小中学校に配付していく。

⑦岡崎警察署の取組について【水野 恒俊委員】

- ・警察の活動として、検挙と抑止の活動を花火大会や商業施設において、少年に声掛けしたり、啓発物品を配布したりしている。
- ・昨年度の少年非行の1位は窃盗、2位占有離脱物横領、3位が児童ポルノ事犯であった。最近では、SNSトラブルによる児童ポルノ事犯が増加傾向にあり、中高校生の児童生徒によるものが多く、8割を占めている。
- ・増加傾向にあるSNSトラブルについては、岡崎商業高校の生徒とSNS犯罪特別プロジェクトを設立し、啓発動画を作製した。その中で、特に優秀な4作品についてYouTubeに動画をアップして、中高生へのSNSトラブルへの啓発活動に役立てている。
- ・昨年末から「虐待死ゼロ」をテーマに掲げて、虐待に関する事案については、半年間児童相談所や家庭児童課、学校と連携を取りながら、その後の経過状況について見守っていく取組を行っている。今後も各関係機関には、その「虐待死ゼロ」の趣旨を理解してもらい、連携していきたい。
- ・被害者に対するサポートとしては、警察本部少年課の少年サポートセンターを中心として、少年相談や立ち直り支援を行っている。

(3) 意見交換

【板倉 真介委員による意見】

- 金田委員の「性暴力がいじめにあたるのかどうか」についての意見としては、被害にあった児童生徒が心身の苦痛を感じているのであれば、それはいじめに該当するのではないかと考える。
- 本校においても保健所と連携して、毎年、性被害・性暴力の未然防止に向けた取組として中学校3年生を対象として思春期健康教育講座を行っている。しかしながら、中学1年、2年を対象とした取組も必要なのではないかと考えている。早い段階からこうした大切な知識を伝えていくことも必要だと思う。

【矢田 雅彦委員より意見】

- 小学校では、ふざけて友達のズボンを下げるなどのハラスメント行為も性的な暴力の1つだと考えられるが、人権を脅かすようなことが無い日々の生活や心理的安全性が確保される本来の生活が侵される場合には、いじめという観点に立って支援や対応すべきであると考えている。

- 少年サポートセンターについて、利用状況について具体的に教えてほしい。

【水野 恒俊委員の回答】

- 少年サポートセンターについては、愛知県警本部の施設であり、岡崎警察と具体的な相談案件についての情報共有ができていないため、利用者の把握はできていない。したがって今回の質問を受けて、今後協議会において必要な情報があれば報告できるように連携を図っていきたい。
- 各小中学校で行っている薬物乱用防止教室についての啓発活動について、少年サポートセンターの職員も行っている。
- 虐待の問題やさまざまな事件の影響から精神的に落ち込み、学校に足が向かないような少年少女の支援対応について、保護者の承諾が得られれば、相談活動を行っている。5名の職員の中には、臨床心理士の方も在籍し、他の関係機関とも連携を図っている。